資料４

福岡県環境総合ビジョン

（第五次福岡県環境総合基本計画）

【素案　第２版】

【修正履歴】

黒字：　・0511 第 1 回専門委提示版

・0524 庁内照会の反映（グラフ追加・時点更新）

・0625 重点プロジェクト項目案、指標案を貼付

赤字：下記の反映

・0511 第 1 回専門委意見への対応

・0630 次期温対計画（案）に沿った構成変更

目　次

ページ番号はおって反映します。

第１章　計画の基本的事項 ……1
1　計画策定の背景 ……1
2　計画の位置付け ……5
3　計画の役割 ……5
4　計画期間 ……5
5　計画の構成 ……6

第２章　福岡県の環境の将来像 ……8

第３章　施策の展開方向 …… 10
1　脱炭素社会への移行 …… 10
2　循環型社会の推進 …… 16
3　自然共生社会の推進 …… 21
4　健康で快適に暮らせる生活環境の推進 …… 26
5　国際環境協力の推進 …… 31
6　経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進 …… 33
7　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり …… 38

第４章　推進体制・進行管理 …… 43

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

本県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一」を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を平成 29（2017）年度に策定（計画期間：平成 30（2018）年度～令和４（2022）年度）し、これまで各種施策を推進してきました。

≪第四次計画の成果を記載≫　**後日追加**

一方で、国内外では、後述のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、現在の福岡県第四次計画を前倒しで見直し、福岡県総合計画（令和４（2022）年度からの５年間）と計画期間を合わせ令和４（2022）年度からとする新たな福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしました。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き、ＳＤＧｓの考え方を活かして策定します。

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年９月に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」など 17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。

注）ＳＤＧｓと本計画の関連については、「ＳＤＧｓと福岡県環境総合ビジョンの関連」（８頁）を参照。

近年の環境問題を取り巻く状況

今後も、各項目に大きな動きがあれば内容を更新します。

地球温暖化問題

平成 27（2015）年にパリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、令和 2（2020）年以降の国際的な枠組みとして、平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択されました。

これを受け、我が国では、平成 28（2016）年 5 月に、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減し、2050 年までに 80%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」が策定されました。

また、平成 30（2018）年 6 月には、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動適応法」が制定・公布され、同年 11 月には、同法に基づく「気候変動適応計画」が策定されました。

その後、令和元（2019）年 6 月には、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すとする「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

そして、令和 2（2020）年 10 月、菅内閣総理大臣は、所信表明演説において、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050 年カーボンニュートラル[1]、脱炭素社会の実現を目指す」ことを言明し、令和 3（2021）年 4 月には、気候変動サミットの場において、「日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することを目指す」と表明しました。

令和 3（2021）年 5 月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念が新設されるとともに、地方公共団体による再生可能エネルギーの活用を促進するための制度等が創設されました。

プラスチックごみ問題

プラスチックは、軽く・丈夫で・価格も安く、多種多様なものに使用され、社会において重要な役割を担っています。

一方で、不適正な処理により、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が世界全体で年間数百万トンを超えると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

1 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

我が国では、プラスチックの適正処理や３Ｒを推進し、陸上から海洋へ流出するプラスチックの抑制を図ってきましたが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと言われており、アジア各国によるプラスチックごみの輸入規制が拡大していることなどを踏まえ、これまで以上にプラスチックの国内資源循環を推進することが求められています。

このような課題に対応すべく、政府は、令和元（2019）年５月に、「３Ｒ＋Renewable」を基本原則とし、ワンウェイプラスチック等の使用削減、プラスチックごみのポイ捨て・不法投棄撲滅、バイオプラスチックの実用性向上などを総合的に推進することを掲げた「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その象徴的な取組みとして、令和２（2020）年７月から「レジ袋の有料化」を開始しました。

さらに、令和３（2021）年６月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルまでに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組みを促進するための措置を講じることとしました。

食品ロス問題

我が国の食品ロスは、平成 30 年度の推計で年間 600 万トンにも上り、世界全体の食糧援助量の約 1.5 倍に相当すると言われています。このうち、約半分の 324 万トンは食品関連事業者、残る 276 万トンは家庭からのものであり、食品ロスの削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

このような中、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減に関する法律」が令和元（2019）年５月に成立し、同年 10 月に施行されました。

生物多様性の悪化

令和元（2020）年に、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）が、人為的な自然環境の改変や侵略的外来種の増加等により、世界の動物と植物の種群のうち平均約 25%、約 100 万種が絶滅の危機に瀕していると公表しました。

また、令和２（2020）年９月に、国連の生物多様性事務局が、生物多様性保全のために 2020 年までに各国が取り組む 20 の項目を掲げた『愛知目標』が、いずれも完全には達成できなかったとする報告書を公表しました。

いずれの報告においても、生物多様性の保全・再生に加え、気候変動対策、産業や食料の生産・消費様式の変革など、様々な分野の行動を連携させていく必要があるとしています。

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、こうした状況を踏まえ、次の国際的目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）について議論されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による示唆

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの動物から人に感染する「人獣共通感染症」は、近年増加傾向にありますが、その背景には、人類による環境破壊があると考えられており、人類の開発領域の拡大により野生生物の棲む環境を劣化させ、野生生物との接触機会が増加することで感染リスクを高める、と指摘されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人と動物の健康、そして環境の保全は密接に関連し合う一体のものである、というワンヘルス（One Health）の理念がますます重要視されています。

また、コロナ禍からの復興に当たっては、停滞する経済や社会を、単に「コロナ前」の状況に戻すのではなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、持続可能な未来を目指す「グリーン・リカバリー（緑の復興）」という考え方が世界的に注目されています。

第五次環境基本計画の策定

平成 30（2018）年 4 月、様々な国際・国内情勢に的確に対応するため、SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指した「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

同計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性

に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」という考え方が示されました。

（環境省資料）

2　計画の位置付け

福岡県総合計画を踏まえるとともに、環境総合ビジョンの部門計画である福岡県地球温暖化対策実行計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県食品ロス削減推進計画とも整合させて、福岡県の環境の将来像を具体化するものです。

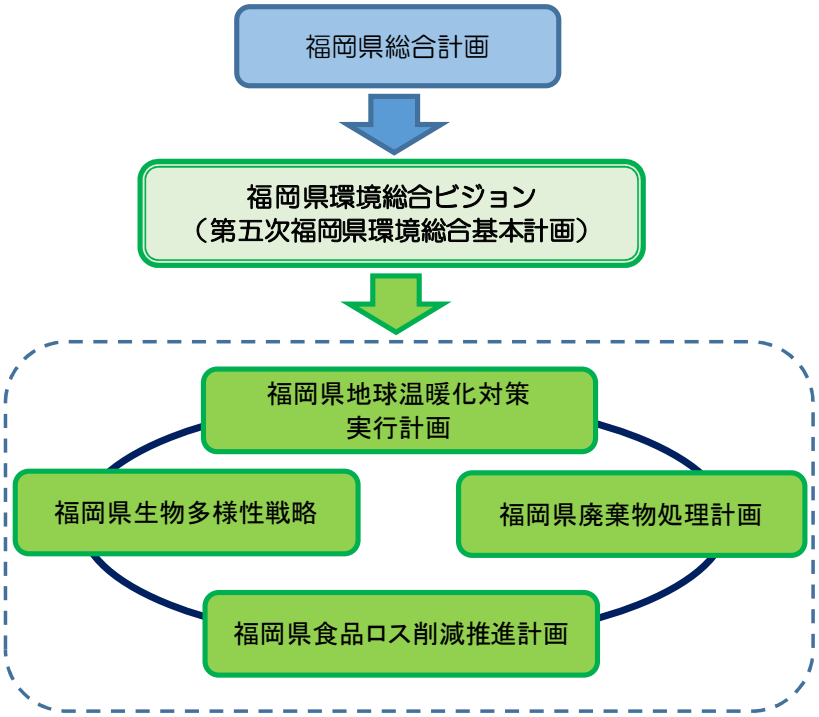

3　計画の役割

○　県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱

○　県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

4　計画期間

○　計画期間は、令和４（2022）年度からの５年間です。
　昨今の環境行政のニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため、５年間の計画とします。

○　ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

5　計画の構成

福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて７つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示します。

1　脱炭素社会への移行

① 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）
② 気候変動の影響と適応（適応策）

2　循環型社会の推進

① 資源の消費抑制
② 資源循環利用の推進
③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

3　自然共生社会の推進

① 生物多様性の保全と自然再生の推進
② 生物多様性の持続可能な利用

4　健康で快適に暮らせる生活環境の形成

① 統合的な対策
② 大気環境の保全
③ 水環境の保全
④ 土壌環境の保全
⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
⑥ その他の生活環境の保全

5　国際環境協力の推進

① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
② 民間国際環境協力の促進

6　経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

① 経済・社会のグリーン化の推進
② グリーンイノベーションの推進

7　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
② 環境を考えて行動する人づくりの推進

ＳＤＧｓと福岡県環境総合ビジョンの関連

SDGs は、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標です。人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要がありますが、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻化しています。本計画では様々な環境問題に対応するための施策を取りまとめていますが、それぞれの施策は SDGs の複数のゴールと関連があります。

その関連性については、「第３章　施策の展開」の「重点的に推進するプロジェクト」において「SDGs ゴール・ターゲット関連図」によって示しています。この関連図は、重点的に推進するプロジェクトが直接的に目指す SDGs の各ゴール及びターゲットとその他の関連が深いゴール及びターゲットがどのように効果を与えあっているのかを表しています。（例：「未来の地球を守るバイ！」（　　頁）事業を実施することにより、省エネ・省資源[illegible]気候変動対策（SDGs ゴール 13）が進むとともに、天然資源の持続[illegible]SDGs ターゲット 12.2）を推進することになります。）

後日更新

SDGs のゴール・ターゲットは相互に関連しており、統合して解決していくことが必要です。本計画の各施策を進めるに当たって、直接に関係のある課題解決を図るのみならず、SDGs の関連する複数のゴール・ターゲットを意識することにより、複数の課題の同時解決につながることを「SDGs ゴール・ターゲット関連図」は示しています。

巻末には、本計画の各柱の施策の方向が、SDGs のどのゴールと関係しているのか、また、福岡県総合計画との関係性も一覧表で示しています。（「参考資料１　福岡県環境総合ビジョンと福岡県総合計画、SDGs との関連」84～87 頁参照）

後日更新

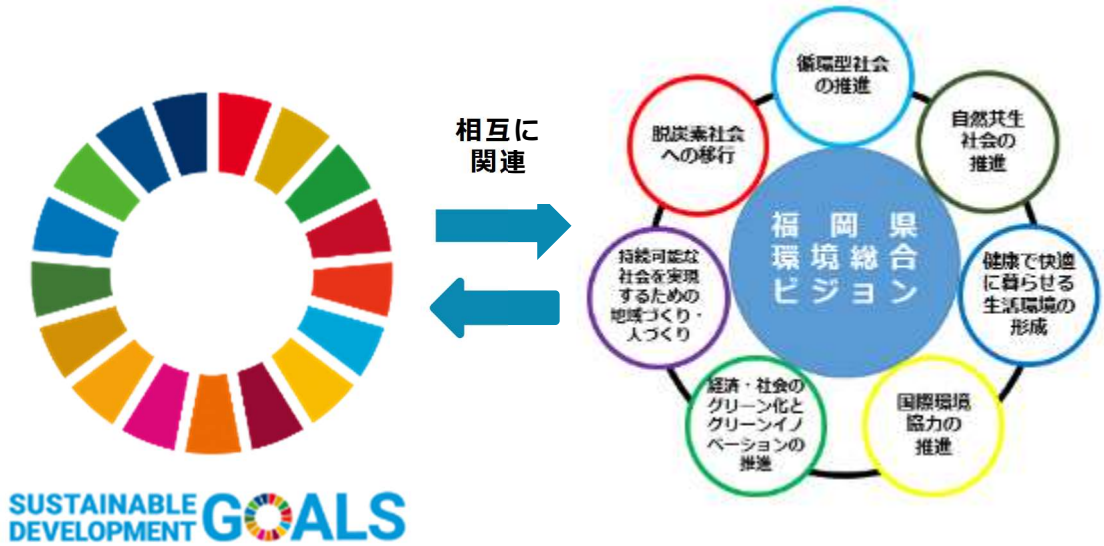

第２章　福岡県の環境の将来像

将来像の上段は、現総合計画の「目指す姿」から引用。総合計画も本計画と同時期に改定するため、今後の総合計画の検討内容を踏まえて後日修正します。

~~豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県~~

～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ～

環境・経済・社会の３つの側面を調和させつつ、前計画に引き続き SDGs の考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

このような社会を実現し、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、７つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示します。

なお、７つの柱は相互に関連しており、全体として持続可能な社会を目指すものです。

【７つの柱のイメージ】

…分野ごとの施策　…横断的施策

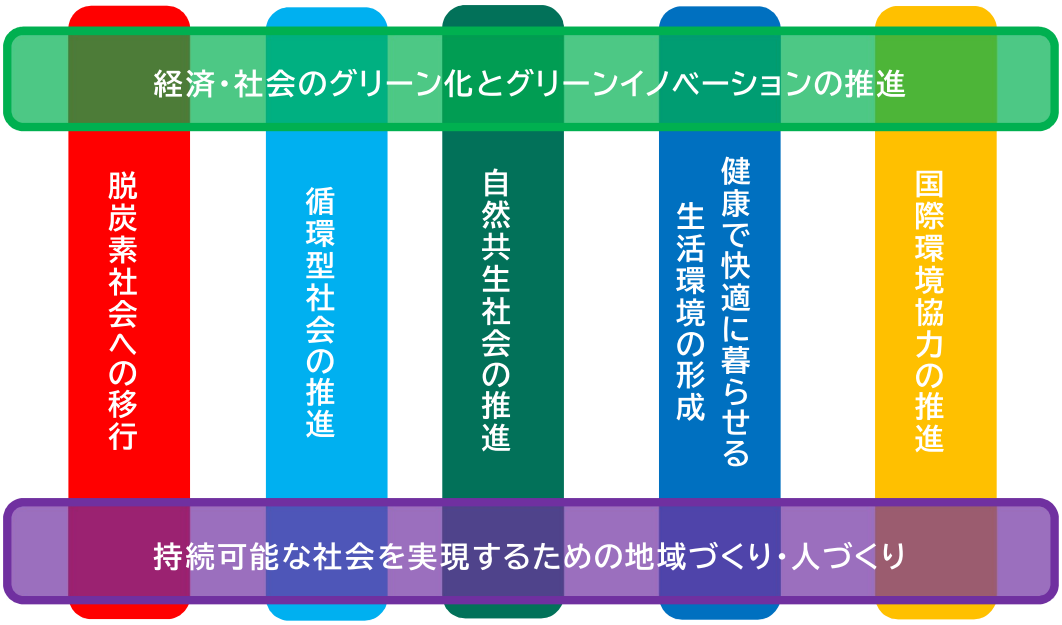

【７つの柱の目指す姿】

１　脱炭素社会への移行

○　省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力などの再生可能エネルギーや水素エネルギーが活用され、森林の適正管理が進むなど、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。

○　集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、迅速に回復できる社会。

2　循環型社会の推進

○　県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。

○　廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

3　自然共生社会の推進

○　県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。

○　豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全されるなど、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

4　健康で快適に暮らせる生活環境の形成

○　きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境などが守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。

○　個性豊かで、誇りを持って次の世代に継承することができる美しいまち並みと景観の保全が進んだ社会。

5　国際環境協力の推進

○　アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。

○　NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

6　経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

○　事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。

○　環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革などグリーンイノベーションが進んだ社会。

7　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

○　県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。

○　個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組みのネットワークが拡大した社会。

第３章　施策の展開方向

１　脱炭素社会への移行

本項目については、本計画と同時期に改定する「地球温暖化対策実行計画（案）」の内容を踏まえ、内容を随時更新します。
追加・修正：赤字

目指す姿

○　省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力などの再生可能エネルギーや水素エネルギーが活用され、森林の適正管理が進むなど、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。

○　集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、迅速に回復できる社会。

現状・課題

○　私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされ、世界の平均地上気温は 1880～2012 年の間に 0.85℃上昇しています。

○　IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第５次評価報告書では、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21 世紀末に地上気温は 2.6～4.8℃上昇し、現在よりも厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも 0.3～1.7℃の上昇は避けられないとされています。

○　地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加など、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。

○　我が国では、令和２（2020）年 10 月、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを言明し、令和３（2021）年４月には、「2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することを目指す」と表明しました。そして、令和３（2021）年５月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、同法の基本理念として、2050 年カーボンニュートラルが明確に位置付けられました。

○　県では、平成 29(2017)年３月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和元（2019）年８月には、同計画を気候変動適応法に基づく

地域気候変動適応計画として位置付け、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。

そして、令和３年度末には、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策計画の改定内容などを踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、新たな「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定します。

○　平成 30（2018）年度の福岡県における温室効果ガス排出量は 5,309 万トンであり、国が示した基準年度[2]である平成 25（2013）年度に比べ、約 83%（約 17%の削減）となっています。

福岡県における温室効果ガス排出量の推移

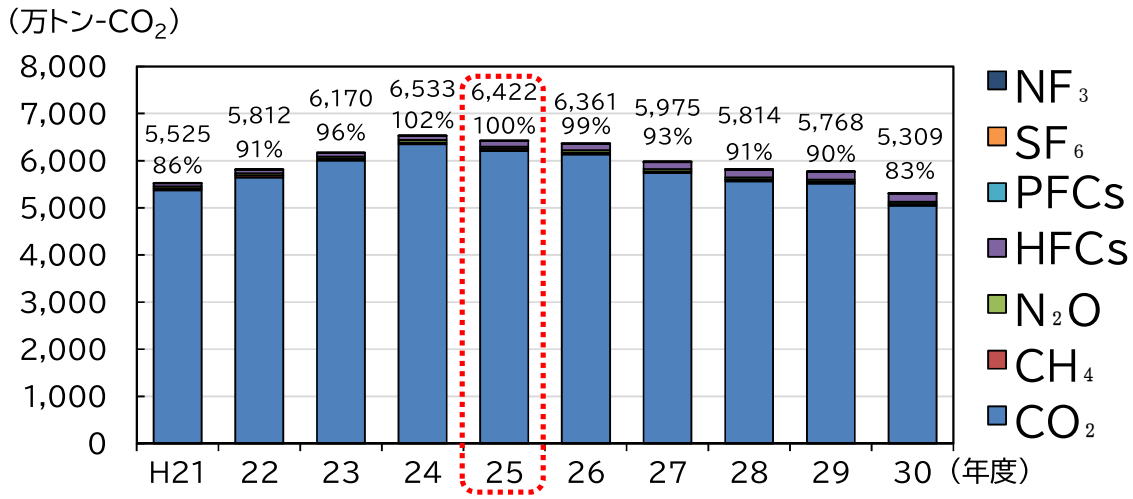

○　平成 30（2018）年度の家庭部門からの二酸化炭素排出量は 436 万トン、１世帯当たり二酸化炭素排出量は 1.8 トン/世帯であり、平成 25（2013）年度に比べ、それぞれ約 53%及び 51%に減少しています。

福岡県における家庭部門からの二酸化炭素排出量

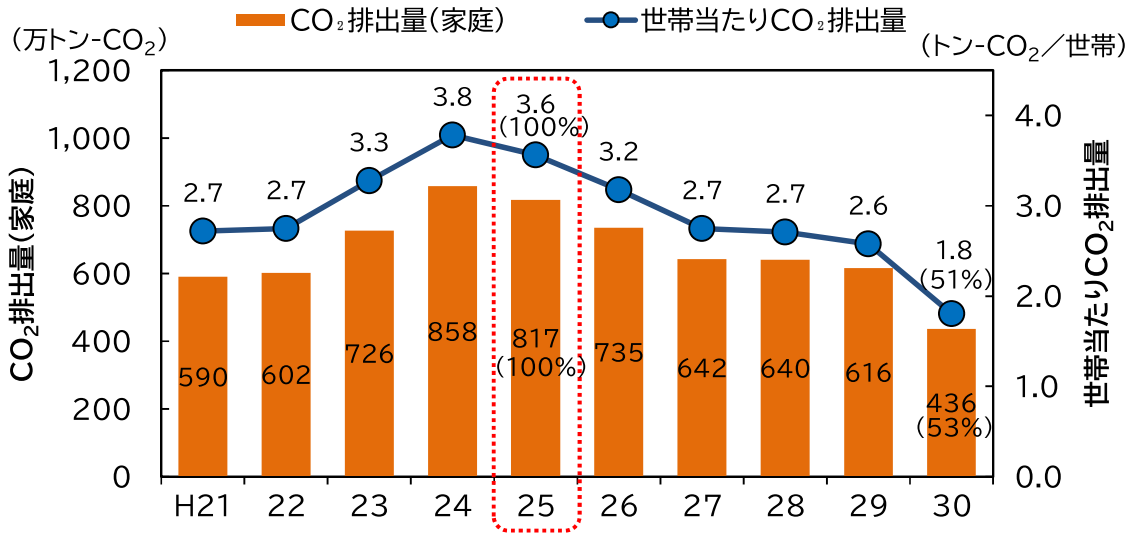

2 国が、平成 28(2016)年 5 月に策定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減することとしたもの。

○　平成 30（2018）年度の業務部門からの二酸化炭素排出量は 472 万トン、床面積当たり二酸化炭素排出量は 73.6kg/m^2 であり、平成 25（2013）年度に比べ、それぞれ約 55%及び 54%に減少しています。

福岡県における業務部門からの二酸化炭素排出量

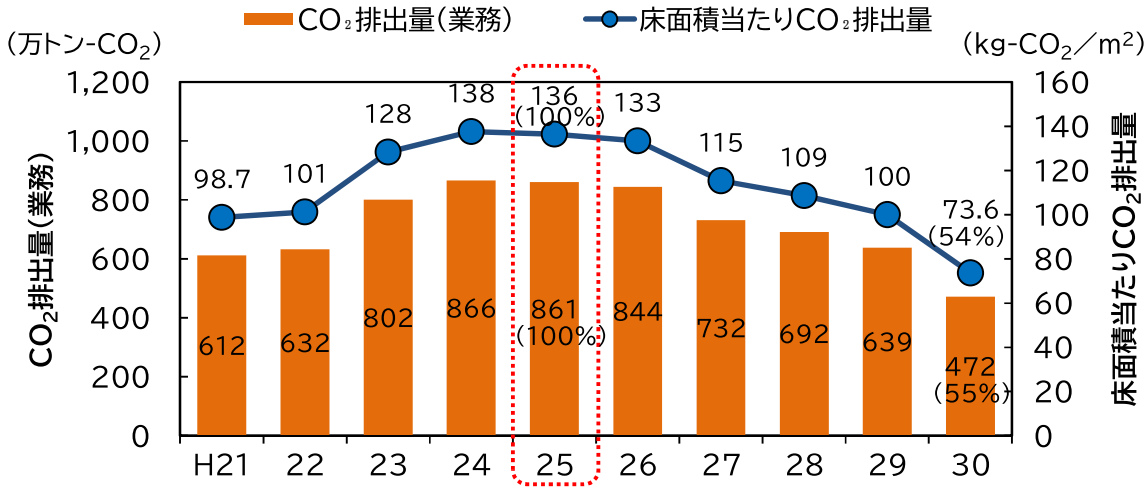

○　平成 30（2018）年度の自動車部門からの二酸化炭素排出量は 870 万トン、1 台当たり二酸化炭素排出量は 2.68 トン/台であり、平成 25（2013）年度に比べ、それぞれ約 94%及び 91%に減少しています。

福岡県における自動車部門からの二酸化炭素排出量

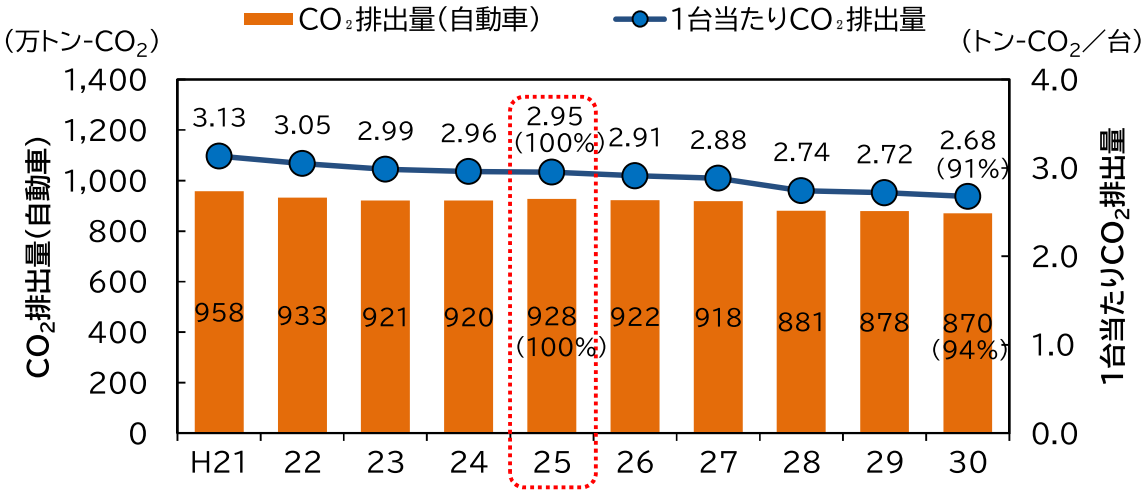

福岡県内の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー発電の種類		令和元年度末の累積導入量(kW)
太陽光発電	10kW未満(住宅用)	547,695
	10kW以上(非住宅用)	1,594,225
風力発電		30,737
中小水力		23,478
地熱発電		0
バイオマス発電		293,963
合計		2,490,098

注１）　バイオマス発電については、設備容量にバイオマス比率を乗じて累積導入量を算出
注２）　四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない

○　二酸化炭素を排出する化石燃料という天然資源の消費の抑制は、「天然資源の消費の抑制を図り、もって、環境負荷の低減を図る」循環型社会の推進にもつながります。

施策の方向

【温室効果ガスの排出削減（緩和策）】

再生可能エネルギーの導入の促進

○　公共用地や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するとともに、農業水利施設を利用した小水力発電施設の導入を促進します。＜今後検討予定＞

○　新たなエネルギー拠点港として目指すべき姿、取組みの方向性を検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成により脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指します。＜今後検討予定＞

○　再生可能エネルギー海域利用法に基づく洋上風力発電の促進区域の早期指定に向け、意見交換会を開催するなど、洋上風力発電の導入を促進します。

○　風力発電への参入及び人材育成を進めるとともに、産学官連携による、風力発電産業の拠点化を促進します。

○　再生可能エネルギーの導入検討に必要となる基本データを提供するシステムを公開し、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を行います。

○　市町村が行う再生可能エネルギー源を利活用するモデル事業等の実施検討に対する支援を行い、地域の特色を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築を推進します。

再生可能エネルギーの利用の促進

○　公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。また、RE100[3]対応の再エネメニューを提供している小売電気事業者の情報を発信し、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進します。＜今後検討予定＞

水素エネルギー利活用の推進

○　オールジャパンの産学官が一体となった「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核として、水素製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素に関する幅広い知識と技術を有する人材の育成、水素・燃料電池の普及拡大など、総合的な取組みを推進します。

○　電力を大規模かつ長期間にわたって貯蔵できる水素の特徴を活かして、県内において CO_2 フリー水素[4]の普及を図ります。

○　産学官一体で組織する「ふくおか FCV クラブ」を核に、FCV の普及と水素ステーションの整備を一体的に推進します。

運輸における取組み

○　県の公用車の更新時には、費用対効果を勘案しつつ、率先して電動車等を導入します。また、電動車の購入における補助金の案内や、電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。＜実施予定＞

○　充電インフラ設置における補助金の案内を行い、自動車の電動化に対応したインフラの導入を促進します。＜実施予定＞

○　自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、公共交通機関の利用促進、自転車の活用促進に係る取組みを行います。

家庭における取組み

○　ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について県 HP で情報発信を行い、ZEH を普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。＜今後検討予定＞

○　省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」を募集し、その活動を支援することで、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めます。また、省エネ家電の購入を促進する取組みを行います。＜今後検討予定＞

事業所における取組み

○　事業所の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や省エネ改修への支援、中小企業へのエネルギー管理システム（EMS）導入の支援を行います。＜今後検討予定＞

---

[3] RE100：企業が自らの事業の使用電力を 100％再生可能エネルギーで賄うことを目指すもの

[4] CO2 フリー水素：

○　電力と熱を同時に供給するコージェネレーションシステム等の省エネ技術や導入事例の情報提供、県内中小企業における省エネルギー対策等への低利融資を行い、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を図ります。

○　省エネルギーに関する見学会、展示会、講座等を実施し、省エネルギーに取り組む人材の育成を促進します。

公共施設における取組み

○　県有建築物をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や県有施設等の照明 LED 化を推進します。

農林水産業における取組み

○　木質チップボイラーなど再生可能エネルギーの活用や、省エネ型の設備の導入、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減に寄与する県産農林水産物の地産地消などの取組みを進めます。

脱炭素型の都市・地域づくりの推進

○　都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進するために、国の新制度等を活用した空き地等の面的整備の実現に向けた市町村の取組みに対する支援を行います。

温暖化対策に資する取組みの促進

○　県民や事業者によるプラスチックごみ削減の取組みの促進や食品ロス削減の取組みの推進により、ごみの減量化を図ります。

○　地球温暖化問題などを解説した教材（環境教育副読本、地球温暖化対策ワークブック等）の提供や、楽しみながら自主的に環境学習・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。また、地球温暖化等の環境問題の環境教育に成果を上げている学校を表彰し、各校における環境教育の推進を図ります。**＜実施予定＞**

○　アジア諸地域において、メタン発生の抑制効果がある福岡方式廃棄物最終処分場の普及拡大への支援を行います。

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

○　フロン排出抑制法の規制に基づき、充填回収業者の登録・更新、関係者への立入検査等を行い、フロン類の管理の適正化を推進します。

【温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）】

森林の保全

○　森林の持つ水源のかん養や土砂災害の防止等の公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を支援するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。

都市の緑化

○　県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

○　公共建築物等における木材利用を促進するために、県有施設の木造・木質化を推めるとともに、民間や市町村施設へも木材利用の提案を行います。また、広く県民に木材の良さや木材を利用する意義の普及啓発に努めます。

農地土壌炭素吸収源対策

○　化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減する農業を推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

【気候変動の影響への適応（適応策）】

農林水産業に関する対策

○　高温に耐性のある品種の普及を推進するとともに、園芸農家や畜産農家への高温対策に必要な資材の整備補助を行います。

○　成長に優れたスギの初期保育技術の開発や森林情報を一体的に利用できるシステムの構築に取り組みます。また、自生する広葉樹を活用して針広混交林へ誘導する技術を開発し、ハンドブックに取りまとめ、技術の普及に取り組みます。

○　自動観測機器により漁場の水温等をリアルタイムで提供し、養殖業の安定生産を支援します。また、ICT を活用した海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業を支援します。

水資源に関する対策

○　雨水を貯留し、水洗トイレや散水などに用いる雨水利用の普及啓発、水の有効利用や節水への認識を深めるための普及啓発を行います。

自然生態系に関する対策

○　希少野生動植物種の保護回復事業や、生態系に影響を与える野生動物の生息状況調査等の生物多様性保全対策について、予測される気候変動影響を考慮しながら、より一層推進します。

自然災害に関する対策

○　洪水・高潮等による災害防止のため、河道や堤防等を整備します。また、「流域治水協議会」を設置し、市町村とともに「流域治水」の取組みを推進します。

○　土砂災害から人家、公共施設等を守るため、砂防設備や地すべり防止施設等を整備します。また、土砂災害ハザードマップの基礎資料となる土砂災害警戒区域図等を作成します。

○　自主防災組織の個別避難計画作成等のため、県と市町村が連携して、研修会・訓練を実施します。

○　災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。**＜今後検討予定＞**

健康に関する対策

○　「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含めた熱中症予防について、県の広報媒体を活用した普及啓発や注意喚起を行います。また、デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。

○　自然災害と感染症の複合災害発生時に、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。また、新たな感染症発生を見据え、検査機器の導入や対応マニュアル作成など感染症対策を推進します。**＜実施予定＞**

産業・経済活動に関する対策

○　災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）作成支援のためのセミナーを実施します。

県民生活・都市生活に関する対策

○　水道事業者による耐震化計画の策定や、水道施設耐震化事業への支援を行い、災害に強い水道施設の整備を促進します。

分野を横断した施策

○　「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

重点的に推進するプロジェクト

各柱において重点的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として選定し、ページを設け紹介します。

【設定の考え方】

・各柱を支える、特に力を入れる施策

・本文に掲載する「近年の環境問題を取り巻く状況」（温暖化問題、プラ問題、食ロス問題、生物多様性悪化、コロナウイルス）への対応施策

・環境総合ビジョン専門委員会からの意見への対応

・県民意識調査及び市町村アンケートの結果の反映

・県民へ特に周知したい取組み

第五次重点プロジェクト案	選定の理由

後日追加（温暖化対策実行計画・関係計画の主要施策）

指標項目

下記のような、各柱における施策の進展を確認するための「指標」を設けます。

【指標の考え方】

・重点プロジェクト項目を中心とした各柱の主要な施策の取組結果が反映される

・毎年度に把握ができる

・各個別計画に掲示される重要な指標

第四次		第五次	
1 低炭素	家庭（世帯当たり）におけるエネルギー消費量	1 脱炭素	次の項目や関係計画から引用することで設定 ○ 家庭部門における省エネ関連 ○ 事業部門における省エネ関連 ○ 再生可能エネルギー導入・利用関連
	事業所（床面積当たり）におけるエネルギー消費量		
	再生可能エネルギー導入容量		
	公共建築物等における木材利用量		

2　循環型社会の推進

目指す姿

○　県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。

○　環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。

○　バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。

○　技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。

○　廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

現状・課題

国内における物質フロー(資源採取･消費･廃棄等によるものの流れ)

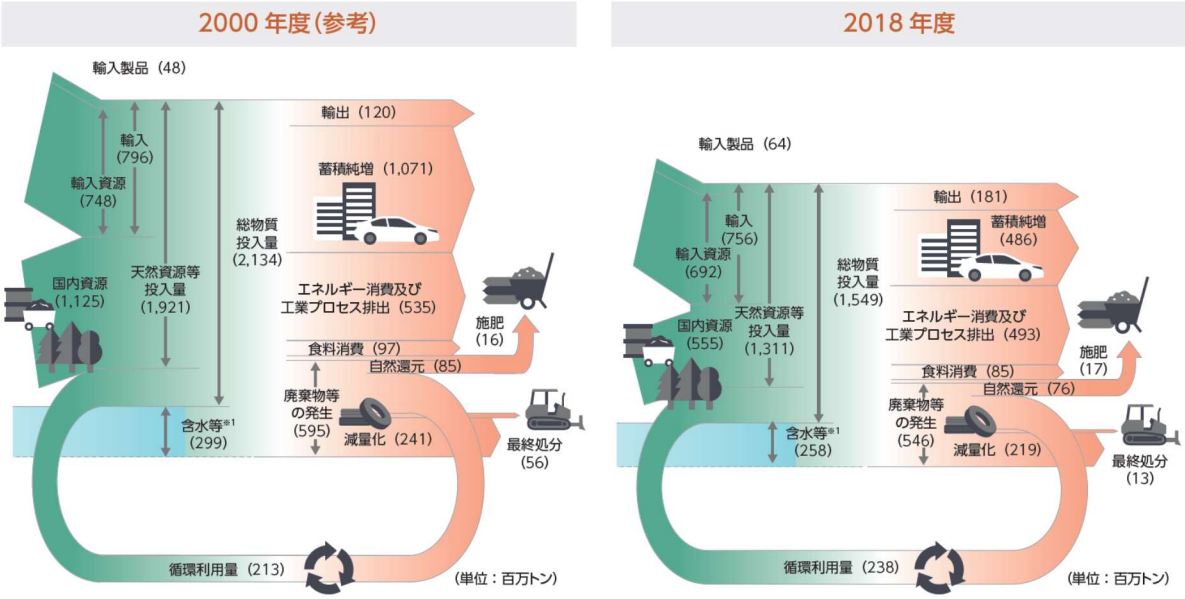

(注)含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

【出典】環境省「令和３年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

○　令和元（2019）年度の福岡県の一般廃棄物の総排出量は 1,772 千トンであり、県民１人１日当たりのごみの排出量に換算すると 945ｇとなっています。県民１人１日当たりのごみの排出量は、前年度から微減となっているものの、依然として全国平均を上回っており、更なる減量に取り組む必要があります。

福岡県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移

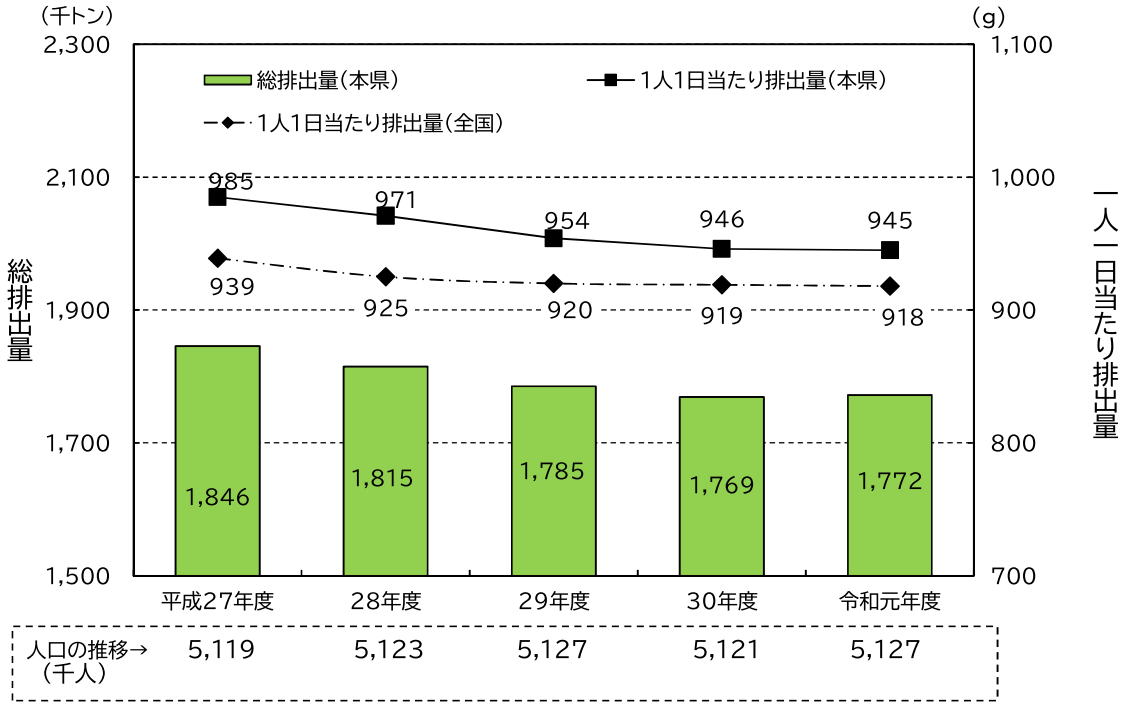

※災害廃棄物を含まない。

○　令和元（2019）年度の福岡県のごみの再生利用状況は、破砕等の中間処理をされた後の残さの資源化量が 209 千トン、市町村により回収された後に資源化された直接資源化量が 106 千トン、町内会や自治会などの地域の団体等により集団回収された後に資源化された集団回収量が 73 千トン、合計 388 千トンが資源化されており、これを総排出量（1,772 千トン）で割った再生利用率は、21.9％となっています。再生利用率は、全国的にもほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の一般廃棄物の再生利用率の推移

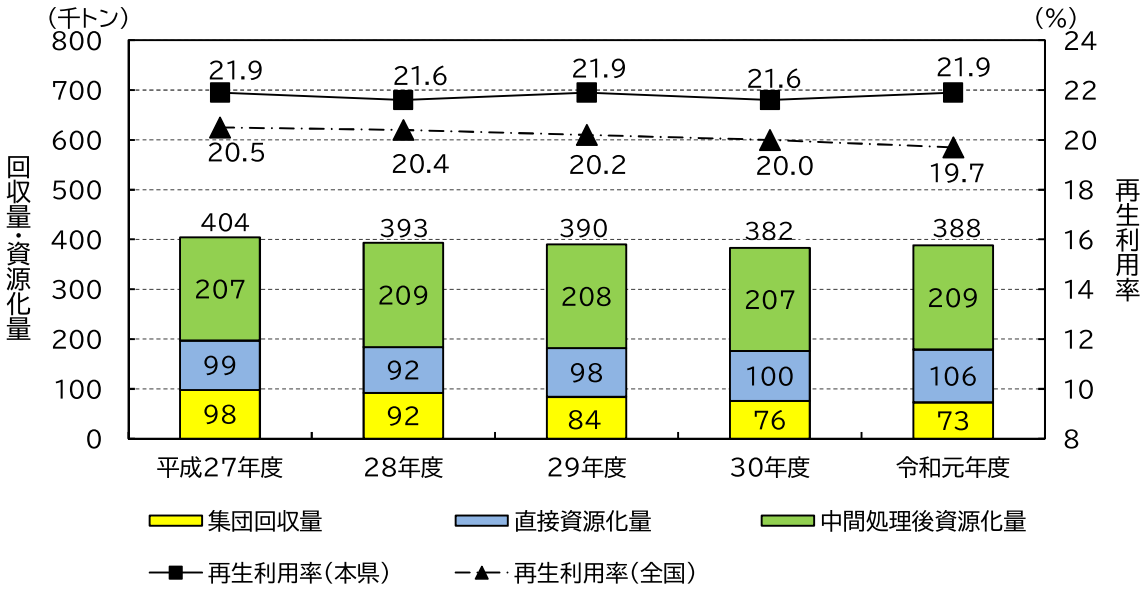

※災害廃棄物を含まない。
※総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
※再生利用率＝総資源化量÷総排出量×100
※数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

○　令和元（2019）年度の福岡県の一般廃棄物の資源化量は 388 千トン、焼却等の中間処理による減量化量が 1,279 千トン、最終処分量が 182 千トンとなっています。

福岡県の一般廃棄物(ごみ)の資源化量、減量化量及び最終処分量

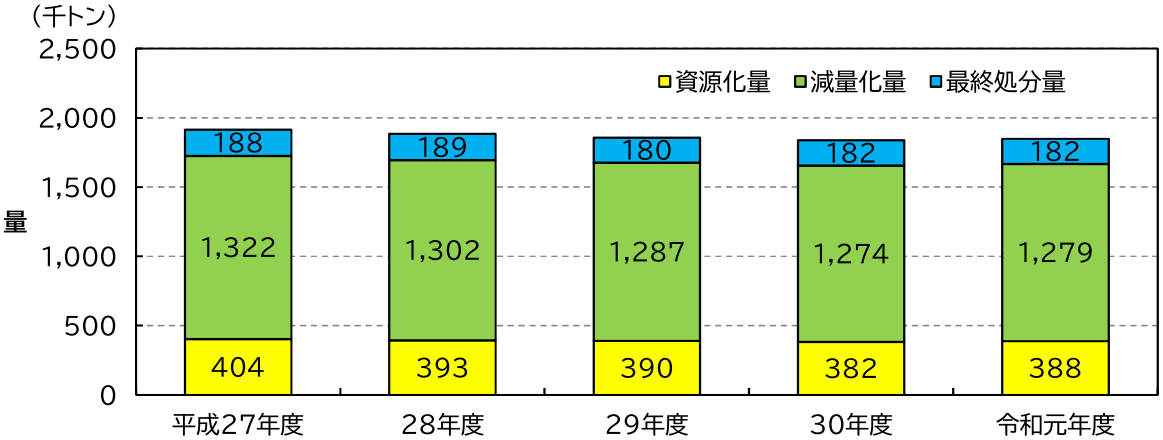

※災害廃棄物を含まない。
※民間事業者によってリサイクルされたごみを総排出量に含めずに、資源化量に参入している市町村があるため、資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、前ページの「一般廃棄物の総排出量」とは一致しない。

○　平成 30（2018）年度の福岡県の産業廃棄物の発生量 17,215 千トンから、他者に有償で売却された有償物量 2,075 千トンを除いた総排出量は、15,140 千トンとなっています。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の産業廃棄物の発生量、排出量及び有償物量の推移

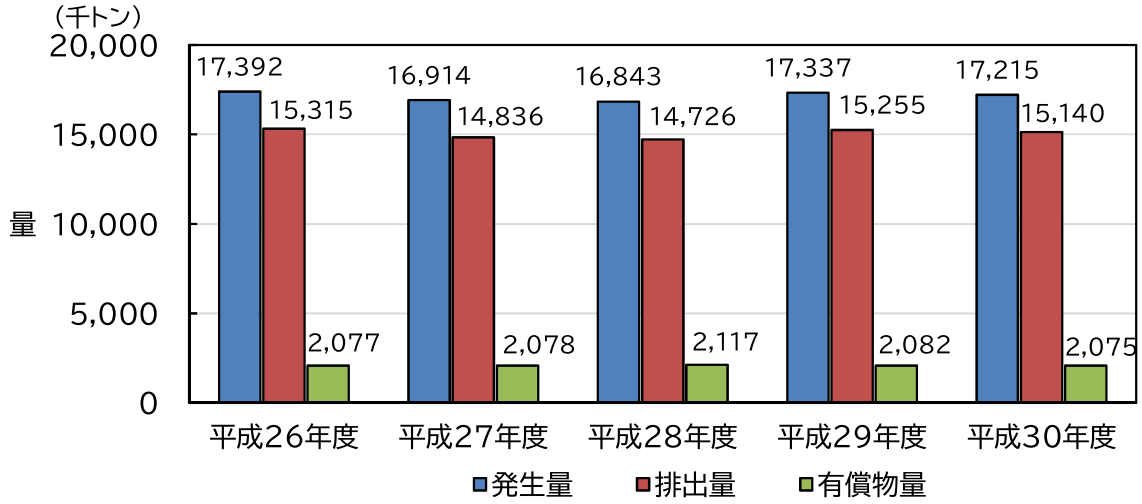

○　産業廃棄物の再生利用率については、実態として、その種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、福岡県廃棄物処理計画において、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率の目標をそれぞれ定めています。

汚泥以外については、多くの品目で再生利用が進んでいますが、更なる資源の循環利用の観点から、再生利用の余地がある品目（廃プラスチック類等）の再生利用を促すことやリサイクル製品認定制度の取組みを進めています。

福岡県の産業廃棄物の再生利用率

区　　分		平成 28 年度実績	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績
再生利用率	汚泥以外	87%	86%	87%
	汚　　泥	7%	10%	10%

○　平成 30 年度(2018 年)の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量（17,215 千トン）のうち 7,087 千トン（約 41%）は、脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。

また、発生量の約 56%に当たる 9,608 千トンは、セメント原料や建設資材、堆肥等として資源化されており、減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,695 千トン（約 97%）となっています。また、発生量の約 3%に当たる 520 千トンが最終処分されています。

福岡県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量

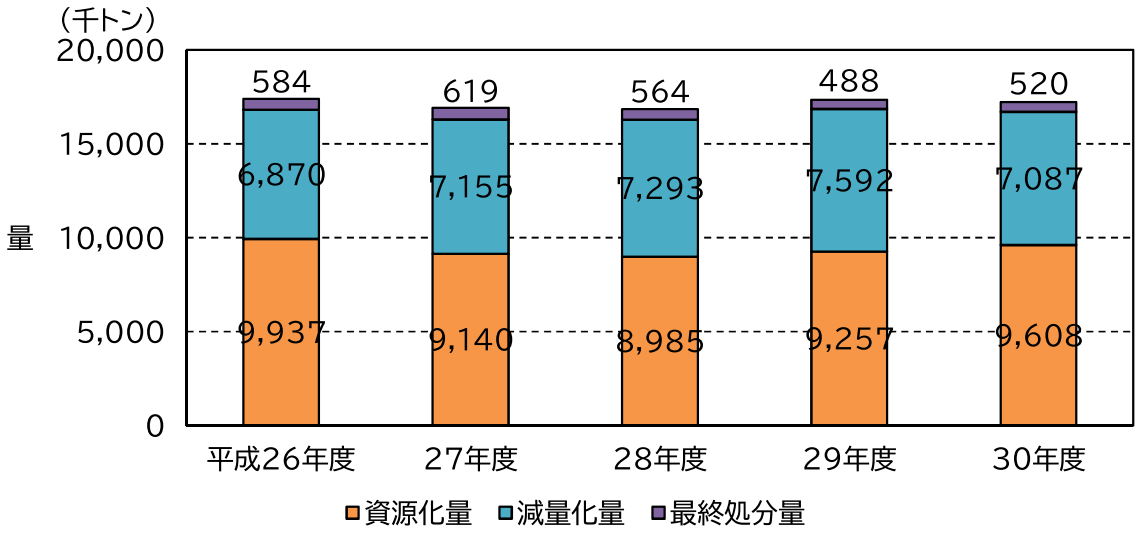

○　不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信感や生活環境への支障に対する不安の声は未だ消えておりません。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止を始めとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

福岡県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況

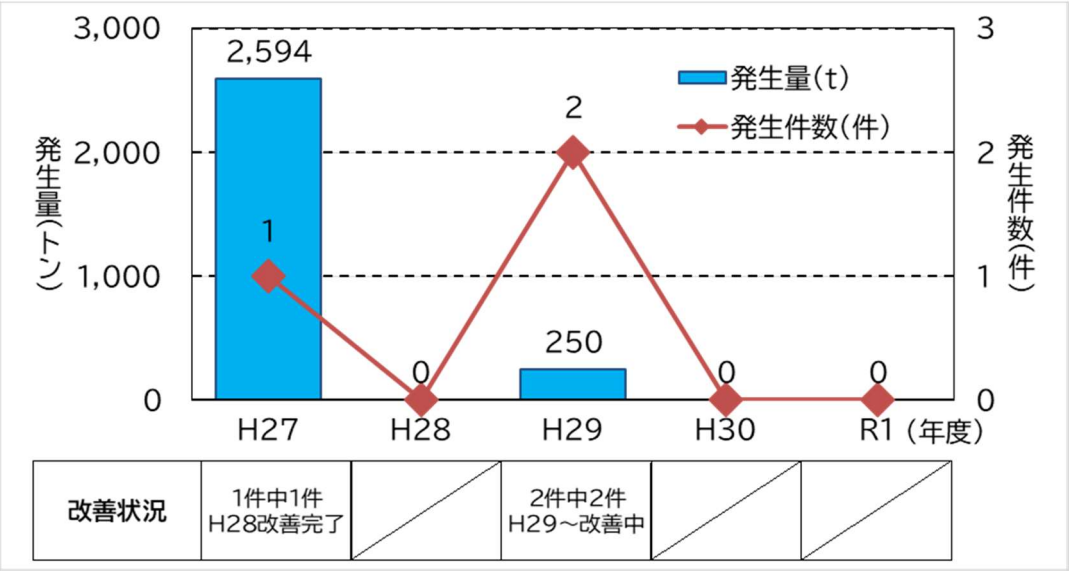

○　プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されており、資源循環の促進や適正処理の推進が求められています。このような背景のもと、令和３（2021）年６月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルまでに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組みを促進するための措置を講じることとしました。

○　ＰＣＢ廃棄物については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。

○　本県では、平成 29（2017）年の「平成 29 年７月九州北部豪雨」の発生以降、大規模災害が続けて発生しており、その度に多量の災害廃棄物が発生していることから、引き続き市町村や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めることが必要です。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生推計量

平成 29 年７月九州北部豪雨	54,278 トン
令和２年７月豪雨	29,786 トン

施策の方向

【資源の消費抑制】

持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進

○　生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制・資源循環を考えたものづくりへの転換を、省資源によるコスト削減と環境への配慮の両面から啓発すること等により推進します。

○　県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。

○　産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の税収を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用していきます。

○　製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組みます。

○　令和２（2020）年７月に策定した「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」などを中心に、プラスチックごみ削減の取組みである「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を活用し、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

○　本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会等を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理を推

進しています。また、排出量を削減するため、生分解性マルチシート等の導入を推進します。

【資源循環利用の推進】

各種リサイクル法に基づく取組みの推進

○　容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組みの徹底により 3R を推進していきます。

リサイクル製品の利用促進

○　建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、公共事業を始めとして広くリサイクル製品の利用促進を図ります。

○　県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、県での率先利用のほか、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

資源循環型まちづくりの推進

○　県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

各種バイオマスの利用促進

○　木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用を推進します。

○　流域下水道における下水汚泥について、固形燃料化や緑農地利用、建設資材化などバイオマス資源としての特性を生かした有効利用を促進します。

○　廃棄物由来のエネルギー・熱回収について、中小企業への低利融資などにより推進していきます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発を推進します。

○　福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、特に北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。

【廃棄物の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

○　市町村等による処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

○　一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第２条第１号に定める感染症）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関し、市町村や関係団体へ周知を行います。
　また、家庭でのごみの捨て方について、県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

海岸漂着物に関する対策

○　福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物の回収（関係自治体や各団体等と連携した海岸清掃活動、海岸管理者等による回収・処理）などに取り組みます。
　また、令和元（2019）年度に立ち上げた、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物対策推進連絡会議」において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行うなど、県と市町と連携し、海岸環境保全に取り組みます。

産業廃棄物の適正処理の確保

○　産業廃棄物については、排出抑制及び資源化・減量化を促進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への働きかけを強化します。
　また、産業廃棄物の処理に係る全ての事業者の各段階で適正処理が進められるよう指導を強化し、不適正処理が疑われる場合には、早い段階での対応を図ります。

○　産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。

○　指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施するなど監視指導の強化に努めています。
　また、産業廃棄物処理業者に関する情報を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行います。

○　産業廃棄物の処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。
　また、処理業の許可については、廃棄物処理法に基づき厳正に審査を行うとともに、指導・監督を徹底していきます。

○　PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、確実な処理の推進を図ります。

廃棄物の不適正処理の防止

○　廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、休日・夜間パトロールやヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施するとともに、不法投棄場所を電子地図にマッピングし、不法投棄情報を蓄積・分析・共有する「福岡県不法投棄マッピングシステム」を活用し、効果的な監視ルートの設定や未然防止に取り組みます。

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

○　災害の規模・状況に応じて的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な広域処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携の強化や人材育成に努めます。

重点的に推進するプロジェクト

第五次重点プロジェクト案 ◎新規、〇拡充、□継続	選定の理由
◎プラ資源循環促進	近年の環境問題を取り巻く状況（プラ資源循環促進法の制定）を踏まえ、本県の対策を説明するもの
□食品ロス削減推進	近年の環境問題を取り巻く状況（食品ロス）を踏まえ、本県の対策を説明するもの
〇ＩＣＴを活用した監視指導強化 ・遠隔操作対応監視カメラ・ウェアラブルカメラ、不法投棄マッピング、ドローン	県民意識調査及び市町村アンケートの結果で廃棄物の適正処理への関心が高いことを踏まえ、本県の取組みを紹介するもの
◎災害廃棄物処理計画に基づく自治体間の連携 ・自治体間協定等 ・これまでの対応実績を併せて紹介	近年自然災害が頻発していること、災害廃棄物への取り組みの必要性の認識が市町村において高まっていること（市町村アンケート「今後の課題」で倍増）を踏まえ、本県の災害廃棄物処理計画に基づく取組み及び対応実績を説明するもの

指標項目

<table>
<tr><th colspan="2">第四次</th><th colspan="2">第五次</th></tr>
<tr><td rowspan="3">2
循環型</td><td>リサイクル技術の実用化件数</td><td rowspan="3">2
循環型</td><td rowspan="3">〇 一般廃棄物最終処分量
〇 産業廃棄物最終処分量
〇 関係計画からの引用で設定
「リサイクル技術の実用化件数」は柱6の指標に用いる</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物最終処分量</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物最終処分量</td></tr>
</table>